

2 . 浦添市 提出資料



”ていーだこども食堂”の事例から考える

貧困から抜け出すこと、それは未来の扉を切り開く入口に立つこと

食べることは「良」い「人」を作る

浦 添 市



貧困から抜け出すこと、それは未来の扉を切り開く入口に立つこと

食べることは「良」い「人」を作る

子どもの貧困対策の推進に関する法律

第一条 (目的) この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

子供の貧困対策に関する大綱

～ 全ての子供たちが夢と希望をもって
成長していける社会の実現を目指して～

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

- 子供の貧困対策大綱に盛り込まれた主な重点施策
 - 教育の支援
 - ・福祉面の相談に応じるスクールソーシャルワーカー増員
 - ・高校生への奨学給付金の増額
 - ・児童養護施設などで暮らす子供の学習支援
 - 生活の支援
 - ・児童養護施設などを退所した児童の就職支援
 - ・ひとり親家庭の住宅環境を安定
 - 保護者に対する就労支援
 - ・ひとり親家庭の保護者の就職を支援
 - ・保護者が高い学歴を得られるよう学習を支援
 - 経済的支援
 - ・ひとり親家庭の支援策を調査・研究
- 約40項目を重点政策として示す。

貧困から抜け出すこと、それは未来の扉を切り開く入口に立つこと

食べることは「良」い「人」を作る

浦添市の現状 “ていーだこども食堂”の事例から

“ていーだこども食堂”を始めた背景～

- ・PTA活動や児童センターへの送迎をしていく中で、学校給食以外にご飯が食べられない子どもたち存在に気づく。その事実を知ったことで活動が始まる
- ・児童館センターの館長を中心に生きてくための「食べる」ことのできる居場所づくりに取り組む

“ていーだこども食堂”の取り組みから～

- ・ていーだこども食堂 運営委員会(9名)で主催
- ・一人ぼっちで食事している子も、十分に食べられない家庭の子も、そうでない子もみんな集まって一緒に食べる
- ・毎週土曜日 午後1時から3時まで
- ・平成27年11月21日時点で“ていーだこども食堂”開設27回目を向かえた

- ・見守りボランティア
- ・PTA会員
- ・民生委員
- ・てだこ市民大学学生



- ・地域の6自治会の協力
- ・近隣地域の個人的な協力
- ・食品メーカー3社の協力

これまでの取り組みから気づいたこと

- ・子どもたちの自尊心を傷つけずに、さりげなく支援していくことが大切
- ・学校以外の日常において、誰かを警戒することなく、他の子と同じように入りでき、必要な設備を備えた居場所が必要 「児童センター」であり「地域の自治会事務所」など
- ・食べることが精神的な安定につながり、生活習慣(シャワーを浴びる、洗濯するなど)の改善へとつながっている
- ・関係性が築けたことで周囲の大人に少しずつ本音を話してくれ、その後のケアにつながる
- ・自己肯定感を持てるようになってきている

今後の課題

- ・お泊り会などを通し、基本的な生活習慣(片づけ、掃除、シャワー、洗濯など)と、社会性を身につけるためのプログラムの計画実施
- ・まずは「腹いっぱい食べる」こと、次のステップとしての学習到達度に応じた学びの場を提供していくこと
- ・児童センターの土日、祝祭日の閉館が可能となる施設運営の見直しと併せ、子どもたちとの信頼関係を第一に、必要な人材確保が出来るよう柔軟性を持った雇用環境整備に向けた行政側の積極的な取り組み
- ・子どもを通して家庭環境を知ることになるが、家庭までは支援できない。専門機関と連携した取り組みをどのように形で構築していくか

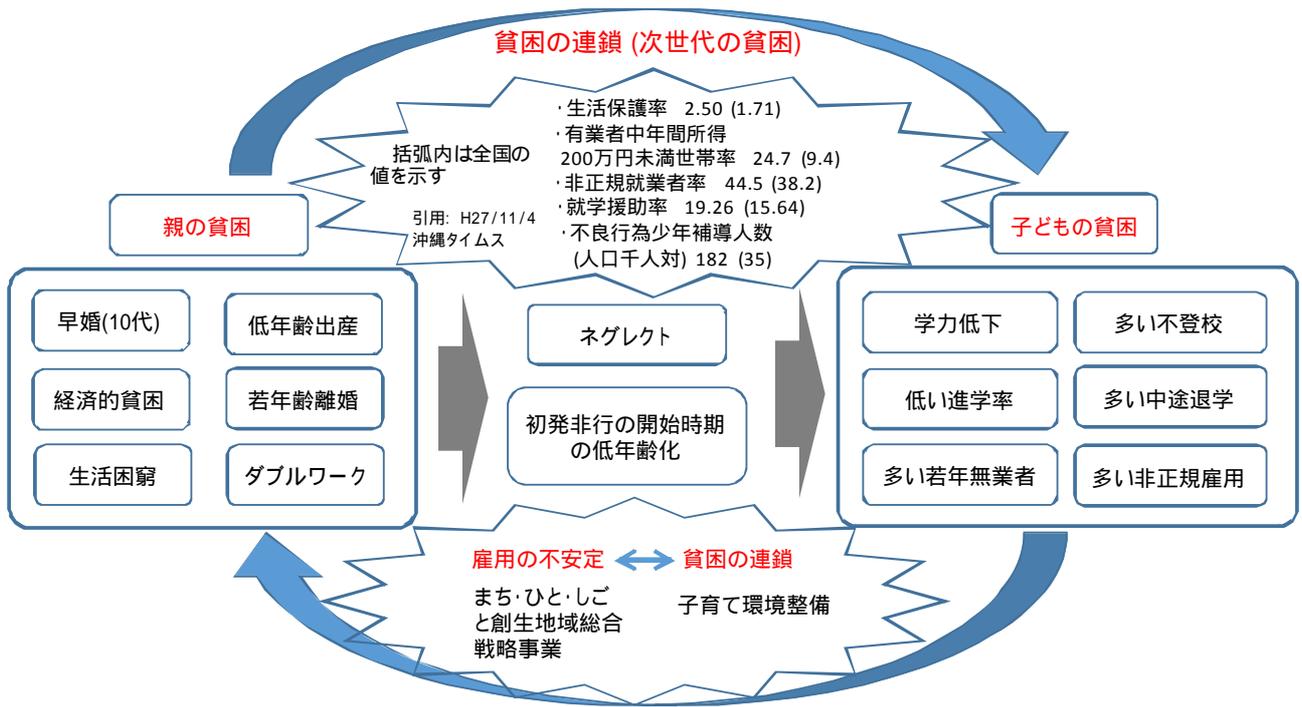
貧困から抜け出すこと、それは未来の扉を切り開く入口に立つこと

食べることは「良」い「人」を作る

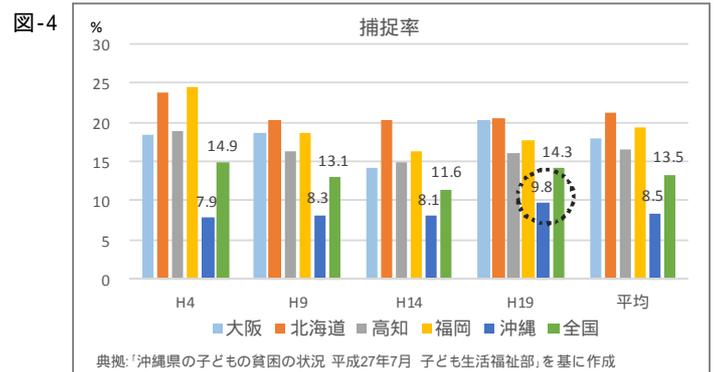
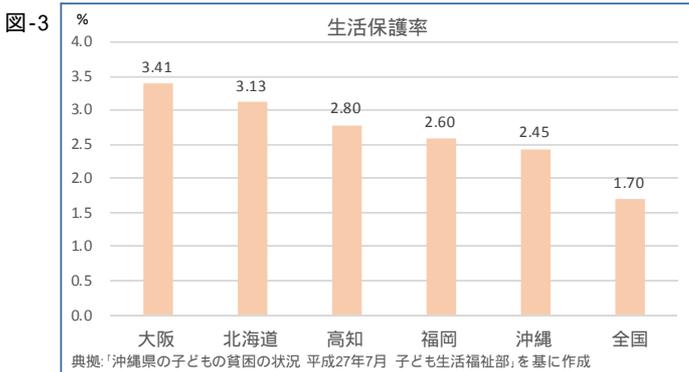
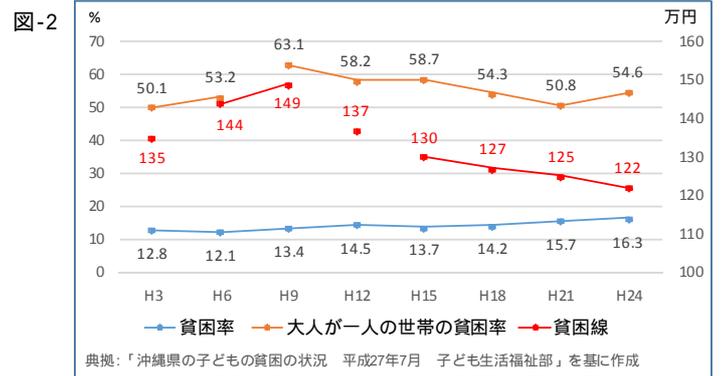
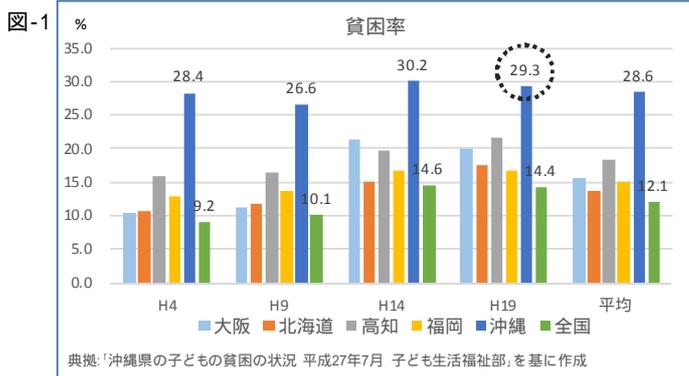


貧困から抜け出すこと、それは未来の扉を切り開く入口に立つこと

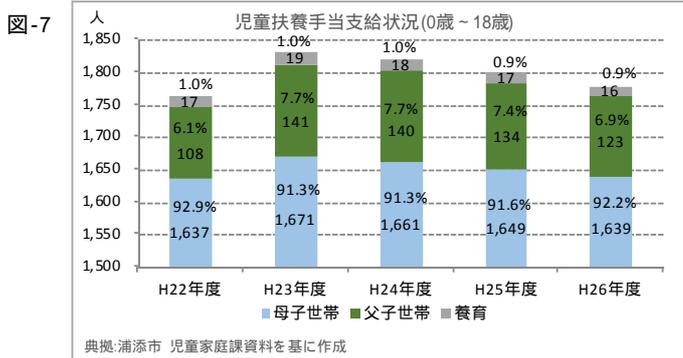
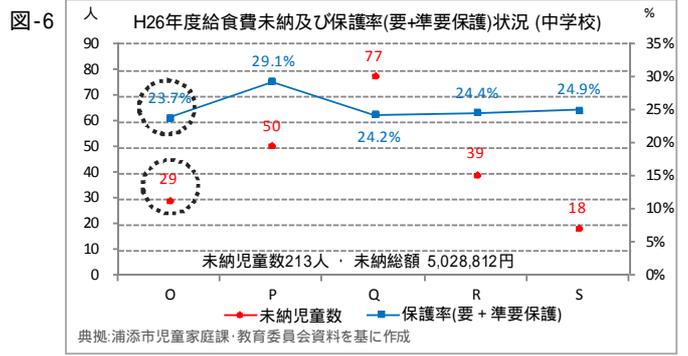
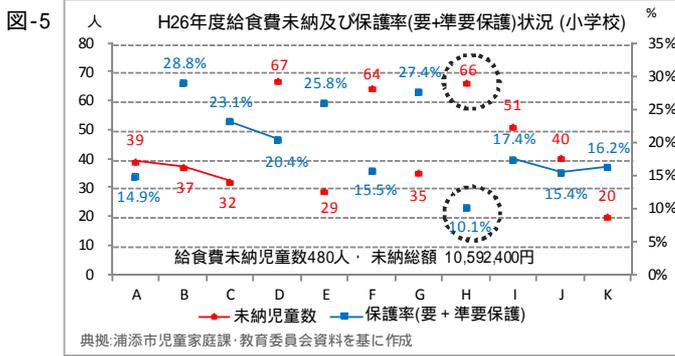
食べることは「良」い「人」を作る



貧困から抜け出すこと、それは未来の扉を切り開く入口に立つこと



貧困から抜け出すこと、それは未来の扉を切り開く入口に立つこと



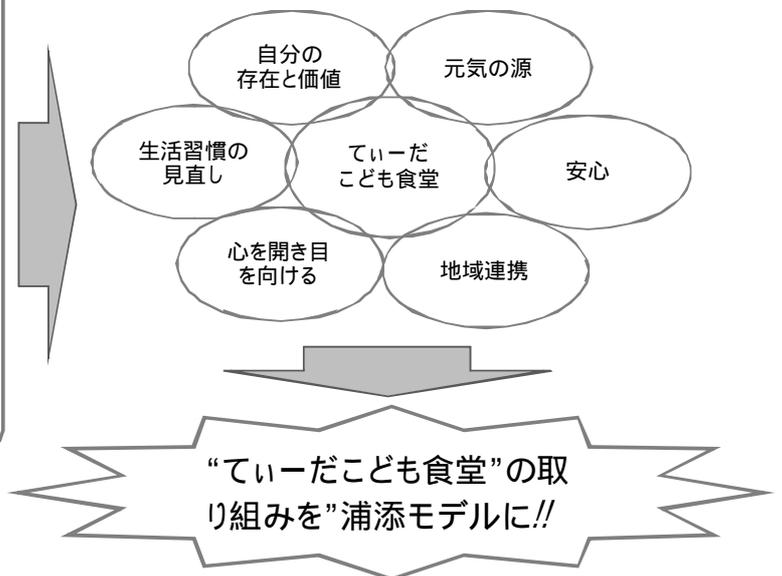
- 要保護、準要保護率が高いと給食費未納児童数の割合が低く、逆に給食費未納児童数が低いと要保護、準要保護率の割合が高くなる。(図-5,図-6参照)
- こうした傾向は、沖縄県の貧困率(図-1)と生活保護率(図-3) その捕捉率(図-4)との関係でも同様の傾向が見て取れる。
- 児童扶養手当支給状況から大人が一人世帯、取り分け母子世帯の恒常的貧困状態、貧困の連鎖を要因一として見て取る。(図-2,図-7参照)
- 子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率と貧困線から明白のように、就業の場確保と雇用環境改善が貧困から抜け出す根本的解決策の一つとして指摘される。

貧困から抜け出すこと、それは未来の扉を切り開く入口に立つこと

食べることは「良」い「人」を作る

▶“ていーだこども食堂”の事例を通して
～ 貧困から抜け出し未来の扉を開くには～

貧困から抜け出すことの第一は“しっかり食べる”こと。
食べることで居場所を見つけ自分の“存在と価値”を感じる。
居場所を見つけたときに“生活習慣”を見直すきっかけとなる。
身近な大人が変わることで子どもは“心”を開き、大人に“目”を向ける。
身近な大人が受け留めることで子どもは“安心”する。
安心は生きる力を育む“元気の源”につながる。
つながる社会から地域連携の寄り添う“結マール”社会の構築こそは必要かつ絶対条件になる。



3 . 名護市 提出資料

子供の貧困に関する内閣府・沖縄県・市町村の意見交換（平成 27 年 12 月 1 日）

「子どもの貧困の現状と対策について」【名護市】

1. 保育所利用に関する支援

- (1) 認可外保育所利用者で多子世帯の保育料を平成 25 年 10 月より市の単独予算で、第 2 子は半額、第 3 子は全額助を助成している。
- (2) 平成 18 年に、法人の夜間保育所が設置され、定員 20 名で、開所時間は午前 11 時～午後 10 時となっており、延長保育も実施している。

2. ひとり親世帯の支援

児童扶養手当の受給者数は、最近は横ばいの状況にあって、平成 26 年度受給者数は 1,062 人、児童数は 1,794 人となっている。

	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
受給者(人)	1,062	1,093	1,098	1,056
児童数(人)	1,794	1,798	1,821	1,806
支給額(円)	532,877,650	538,068,730	542,632,100	529,298,043

(国補助率 1/3)

3. 子どもの学習支援

「名護市生活困窮者自立相談支援事業（子どもに対する学習支援事業）」

(1) 事業開始

平成 25 年 5 月、名護市市民福祉部、名護市教育委員会及び名桜大学との連携により、「名護市学習支援教室（ぴゅあ）」を名桜大学に開設。名桜大学生の学習支援ボランティア組織が形成された。

(2) 事業内容

学習支援・居場所の提供・進路相談等の支援
高校受験のための進学支援や、学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ等
生活支援等
子どもの就学環境の助言や生活支援を子どもとその保護者に行う

(3) 対象者

生活困窮者世帯、生活保護世帯の児童（現在は中学生を主たる対象）

(4) 利用料・・・無料

(5) 実施状況（平成 26 年度名護市学習支援教室『ぴゅあ』の実績）

- ・週 3 回（月・水・金） 18:00～20:00 の開催
- ・場所は、名桜大学構内「名護市学習支援教室『ぴゅあ』」
- ・市内 8 中学校を 3 班に分け、週 1 回学校区ごとに無料送迎バスを運行
- ・平成 26 年登録総数 86 人。中学 3 年生は 34 名登録、32 名が高校に進学

(6) 『ぴゅあ』での成果

- ・学習環境に恵まれない生徒に対し、学習の場を提供することができた。
- ・わからない問題を学生ボランティアと一緒に勉強ができる。
- ・継続的に参加した生徒は、学校においての成績の伸びを実感している。
- ・生徒が学校や自宅以外で新たな自分を出せる場所としての役割を担っている。
- ・無料送迎バスの運行により、広範囲に支援の輪を広げることができた。
- ・継続的に参加できた生徒は100%の高校合格率となった。
- ・開催場所を名桜大学とすることで、子ども達の進学に対する意欲が高まっている。

4 . 宮古島市 提出資料

宮古島市子どもの貧困対策に関する施策

沖縄県宮古島市

1. 宮古島市の概要（子育て基本理念等）

宮古島市は、平成17年10月1日に合併し、今年で10年目の節目を迎えます。この間、5つの市町村が育んできた風土や伝統、振興策を「こころつなく結いの島宮古（みゃーく）」の理念の下、一体的な行政サービスの構築と各種施策を推進し、新たな宮古島市の基盤づくりに取り組んでまいりました。

本市では、平成22年3月に策定した「宮古（みゃーく）の子・育成プラン」（後期次世代育成支援行動計画）に基づき、次代を担う子どもたちが健やかに成長できる“結いの島 宮古”づくりを進めてきました。

また、平成24年8月に制定された 子ども子育て関連3法による子ども・子育て支援新制度が、今年度スタートするにあたり、「宮古島市子ども・子育て支援事業計画」{太陽の子（ていだぬふふぁ）・もあいプラン}を策定し、基本理念を「結いの力で拓く 子・親・地域の未来 ～ばんたがすま みゃーく ずまさい～」に掲げ、市民相互の力をもって子どもの育ち・保護者の子育てを支え、子育てを通じて地域の未来を切り開くことを推進しております。

そのような中、厚生労働省が国民生活基礎調査で、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもとの割合を示す「子どもの貧困率」が平成24年で16.3%となっており、平成15年以降増加を続けているとのことである。

2. 宮古島市の子どもの貧困の現状認識・課題

宮古島市においては、ギャンブル依存・アルコール依存・精神障がい・知的障がい等のある親を持っている世帯に貧困が多くみられ、そのため子どもの不登校や学習の遅れ、非行、虐待が起こる要因となっていると思われれます。

また、ひとり親世帯においては仕事・家事・子育て等、幾重にも一人で果たす役割が多く、重荷を抱えている状況があり仕事と子育ての両立はかなり難しいと思われれます。

雇用形態においても、パート・非正規雇用の増加、男女の賃金格差などの雇用分野をはじめ、安心した子育て・安心した生活が望めない厳しい現状にあるため、子ども達の健やかな成長が不安であります。

課題としては親に対する就労支援や通院支援、子どもに対する学習支援、ひきこもり児童に対する自立支援や居場所作り等、さまざまな支援業務の充実を図る必要があります。

要保護及び準要保護対象者の現状

宮古島管内の小中学校における、過去 3 カ年の要保護及び準要保護対象者は、次のとおりとなっております。

平成 25 年度で要保護対象者は、小学校 38 名 (1.1%)、中学校 30 名 (1.6%) 準要保護対象者小学校 589 名 (17.3%)、中学生 287 名 (15.6%) となっております。

(平成 25 年度 5 月 1 日現在の管内小学校児童数 3409 名、中学校生徒数 1835 名)

平成 26 年度で要保護対象者は、小学校 34 名 (1%) 中学校 25 名 (1.4%) 準要保護対象者小学校 594 名 (17.4%)、中学生 313 名 (17.6%) となっております。

(平成 26 年度 5 月 1 日現在の管内小学校児童数 3410 名、中学校生徒数 1778 名)

平成 27 年度で要保護対象者は、小学校 31 名 (0.9%) 中学校 22 名 (1.3%) 準要保護対象者小学校 628 名 (18.4%)、中学生 318 名 (18.2%) となっており、ほぼ横ばいの状態であります。

(平成 27 年度 5 月 1 日現在の管内小学校児童数 3409 名、中学校生徒数 1746 名)

要保護及び準要保護対象者は、一人世帯の経済苦や保護者の疾病など厳しい生活環境の中で不適切な育児、育児放棄等や虐待、虐待の疑いなどもうかがえます。

【表 01】就学援助児童生徒の割合

	平成 25 年度 (実績)		平成 26 年度 (実績)		平成 27 年度 (10 月末現在)	
	小	中	小	中	小	中
児童生徒数 (5 月 1 日基準)	3409	1835	3410	1778	3409	1746
要保護対象者数	38	30	34	25	31	22
準要保護対象者数	589	287	594	313	628	318
要保護児童生徒の割合 (%)	1.1	1.6	1.0	1.4	0.9	1.3
準要保護児童生徒の割合 (%)	17.3	15.6	17.4	17.6	18.4	18.2
就学援助認定者の割合 (%)	18.4	17.3	18.4	19.0	19.3	19.5

要保護及び準要保護対象者の課題

保護が必要であっても申請していない家庭への周知とサポートを行うこと、また、貧困家庭と関連機関へ引き継ぎをスムーズに行うなどの支援体制が必要である。

児童扶養手当の受給者の現状

宮古島市の児童扶養手当の受給者は、平成25年度3月末で962人（内訳、母子世帯839人、父子世帯107人、養育者16人）となっております。

平成26年度3月末で955人（内訳、母子世帯831人、父子世帯108人、養育者16人）となっております。

平成27年度は、9月末現在で1007人（内訳、母子世帯876人、父子世帯114人、養育者17人）となっており、増加の傾向にあります。

【表02】児童扶養手当受給者数

	総 数	内 訳		
		母子世帯	父子世帯	養育者
平成25年度 (3月末実績)	962	839	107	16
平成26年度 (3月末実績)	955	831	108	16
平成27年度 (9月末現在)	1007	876	114	17

23. 宮古島市の子どもたちの貧困に関する取組状況等

すべての子どもたちに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、子どもたちの希望に沿った多様な職業の選択、進学率の上昇や所得の増大につながり、貧困の世代間連鎖を断ち切るという観点からも非常に重要であります。

また、本市の未来の担い手の育成という観点からも教育の充実等を図る必要があります。

本市においては、次のような取組を進めていきます。

教育委員会での取組

各学校においては児童・生徒の貧困世帯の把握（家庭調査票、家庭訪問）と要保護及び準要保護の申請、手続きについて学校教育課（学務）と連携して取り組んでいるおります。

また、家庭の状況や児童生徒の状況に応じて関係機関と連携した支援の取り組みを進めております。

【強化する施策・事業】

児童生徒の自立に向けた学校における学校支援体制、家庭教育の支援を充実させるための人材配置事業（学習支援員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等）をより強化する必要があります。

福祉部（生活福祉課・児童家庭課）での取組

生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の実施しております。また、女性相談員・児童相談員によるハローワーク等関連機関への連携、各種手当の申請等の支援を実施しております。

次に、ひとり親家庭への支援となる事業としましては、「母子父子寡婦福祉資金貸付」があり、年間約20件～30件の相談や問い合わせがありますが、そのなかで申請は2～4件程度となり、子どもの修学資金や就学支度資金が主な申請となっております。しかし、今年度は生活資金に関する相談が目立っております。

また、「母子家庭等対策総合支援事業」の中の「母子家庭自立支援教育訓練給付事業」を平成18年度から実施しておりますが、18年度4件、19年度5件、20年度2件、21年度6件、平成22年度1件、23年度実績無し、24年度3件、25年度1件、26年度1件の利用状況となっております。

未実施である「高等職業訓練促進給付金事業」については、次年度からの実施を予定しており、ひとり親世帯の親の資格取得の促進を図り就職の際有利となり生活の安定に繋がっていくことと思われれます。

3 . 国・県に対する施策の要望

子どもの貧困対策を効果的に進めていくためには、貧困状態にある子どもたちやその親などに対する支援を行う関係機関などにおいて、本市における子どもの貧困の状況等が理解されることが必要であります。

また、要支援者のニーズに応じて、適切な支援が行われることも重要です。そのためには、貧困状態にある子どもたちやその親に対する相談支援体制が必要でありますので、次のような要望をいたします。

教育委員会からの要望

イ、児童相談所への一時保護ケースが増加しており離島ということで緊急対応時にタイムラグが生じるケースがあり、早急に児童相談所の分室設置が望まれる。

ロ、中学3年生までの医療費の無償化

ハ、低所得者向けの就学支援相談の窓口開設と、就学前の親への早期対応の実施

ニ、家庭に居場所のない児童生徒の地域で支援を行う無料塾などの施設の設置が望まれる。

福祉部（生活福祉課・児童家庭課）からの要望

イ、貧困対策事業に対して、県も事業費の負担をお願いしたい。

ロ、子どもの貧困の実態把握に努め、負の連鎖を断ち切るための政策の確立

ハ、ひとり親世帯への支援の充実 ・雇用の充実

5 . 南城市 提出資料

子どもの貧困について（沖縄県南城市）

南城市内の現状

福祉部

【児童家庭課】

- ・ひとり親に対する児童扶養手当受給者等の状況

受給者総数（親）	545人	336人（全部支給者）
（子）	973人	665人（全部支給者）

南城市 0歳～18歳人口 9,003人

児童扶養対象年齢に対する児童扶養手当受給者の子の比率

$973人 \div 9,003人 \times 100\% = \underline{10.81(約11)\%}$

生活困窮相談 6人（平成26年度）

【社会福祉課】

- ・生活保護世帯中0歳から18歳までの子供の数（H27.10末現在）

32人（未就学児7人、小10人、中3人、高9人、その他3人）

21人（子ども支援員（嘱託員）が支援中）

教育部

【教育指導課】

- ・就学援助（準要保護）認定率（H27.9末現在）

児童生徒数 4,255人

認定者数 487人

受給率 11%

国への要望

1. 各種相談員への人件費補助（制度の新設及び拡充）

- ・ 女性相談員 現行：配置人数 1 人（国 1 / 2 以下補助）
- ・ 家庭児童相談員 現行：配置人数 1 人（市単独）
- ・ 安全確認員 現行：配置人数 1 人（国 1 / 2 以下補助）

年々、増加傾向にある各種相談に対し、相談員が不足している状況である。上記に示したとおり市の財政負担が大きいことから設置人数がそれぞれ 1 人の配置となっており、現行の相談内容及び件数増加により相談員の負担が過重となっている。国の制度として人口及び児童生徒数に応じた相談員の設置について人件費の全額補助と併せて検討して頂きたい。

2. 発達障害等児童生徒へのヘルパー職員の拡充強化

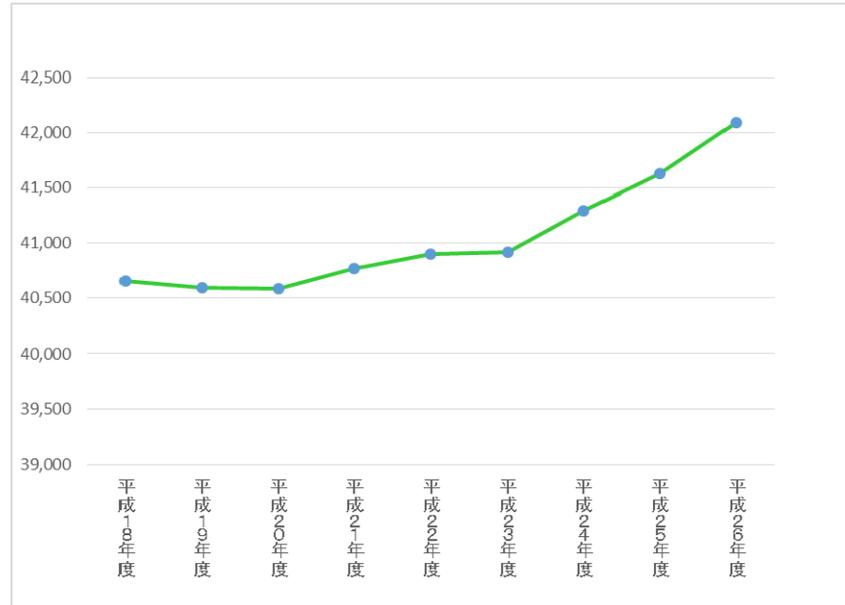
- ・ ヘルパー（小学校） 23 人
- ・ ヘルパー（中学校） 7 人

特別支援教育（インクルーシブル教育）の促進により市立小中学校へ発達障害等障害を持った児童生徒の入学が増えている。これに伴い教職員ヘルパーの加配が生じ市財政への負担が増加している。子供たちが安全安心により良い環境のもとで就学できるようヘルパーの配置は必須であることからヘルパーの人件費に対する補助制度を確立して頂きたい。

南城市における児童家庭相談の状況

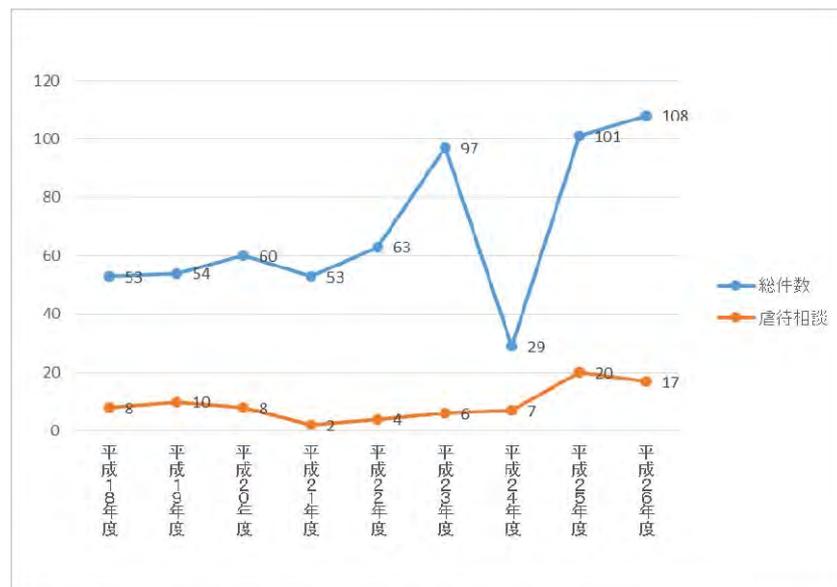
1. 南城市人口の推移

南城市は平成24年度以降人口増加が顕著になっています。



2. 児童家庭相談件数の推移

児童家庭相談件数、児童虐待相談件数共に増加傾向となっています。



3. 平成26年度 児童家庭相談の状況

◎児童家庭相談件数

	件数	処 理	
		終 結	継 続
前年度からの継続件数	19 件	15 件	4 件
新規に関わった件数	89 件	83 件	6 件
計	108 件	98 件	10 件
平成27年度へ引き継ぐ件数	10 件		

全相談件数に占める1人親世帯の割合	55.6%
-------------------	-------

◎対応件数

月	電話	面談	訪問	計	ケース登録		計
					新規	再	
4月	16	17	6	39	5	6	11
5月	37	6	12	55	8	13	21
6月	53	28	18	99	6	6	12
7月	53	25	17	95	16	0	16
8月	36	15	12	63	6	4	10
9月	24	15	14	53	3	1	4
10月	39	9	14	62	1	0	1
11月	37	6	5	48	6	3	9
12月	47	6	21	74	3	0	3
1月	18	3	15	36	0	0	0
2月	23	5	15	43	0	0	0
3月	32	6	20	58	2	0	2
合計	415	141	169	725	56	33	89

②

①

再ケースの割合	37.1%
---------	-------

37.1%

(②/①)

*ケース会議 …… 43回

*研修会等参加 …… 24回

相談件数は年々増加傾向にあり、相談内容も多岐にわたり、相談によっては何年も継続して関わっているケースまた、一旦終結したが、別の問題で再ケースとなる割合も高い状況です。

4. 家庭相談員について

嘱託職員

勤務時間：週4日、午前8時30分～午後5時15分

休日：土日、祝日、毎週木曜日 その他年休最大12日

報酬：月額156,000円

- 業務
- ・相談通告の受付
 - ・家庭訪問・面談
 - ・他機関調査確認
 - ・子どもの安全確認
 - ・児童記録の作成
 - ・受理会議
 - ・継続支援・指導
 - ・他機関紹介
 - ・アフターケア（児童相談所・他機関からの依頼）
 - ・フードバンク家庭訪問支援
 - ・ケース会議への参加
 - ・南城市教育相談員連絡会への参加（毎週金曜日）
 - ・県教育相談員等連絡会への参加
 - ・県家庭相談員連絡協議会への参加
 - ・南城市要保護児童対策地域協議会
 - ・各種研修会の参加（資質の向上）

年間の勤務日 4日×4週×12月＝192日

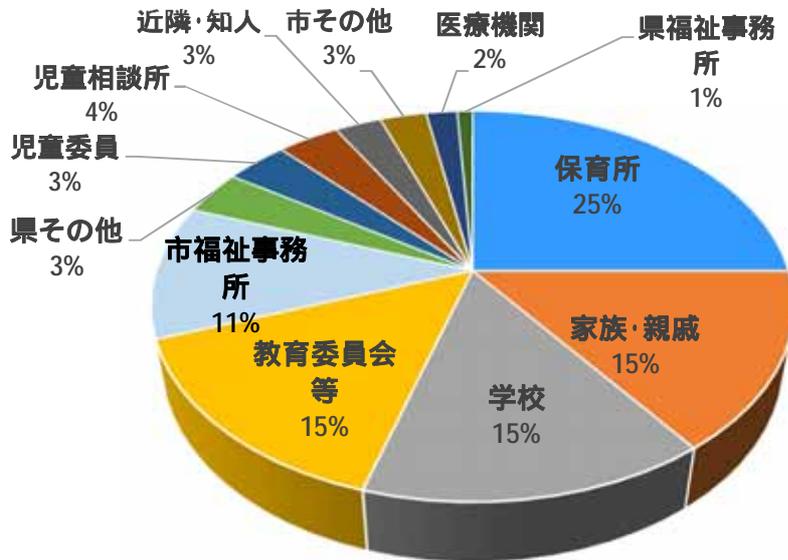
192日－12日（年休）＝180日

「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金」には婦人相談員活動強化対策費として婦人相談員手当の補助メニューがありますが、児童虐待防止対策として家庭相談員手当の補助メニューがありません。

児童虐待防止対策として、家庭相談員の果たす役割の重要性を認識していただき、ぜひ補助メニューに加えていただくようお願い申し上げます。

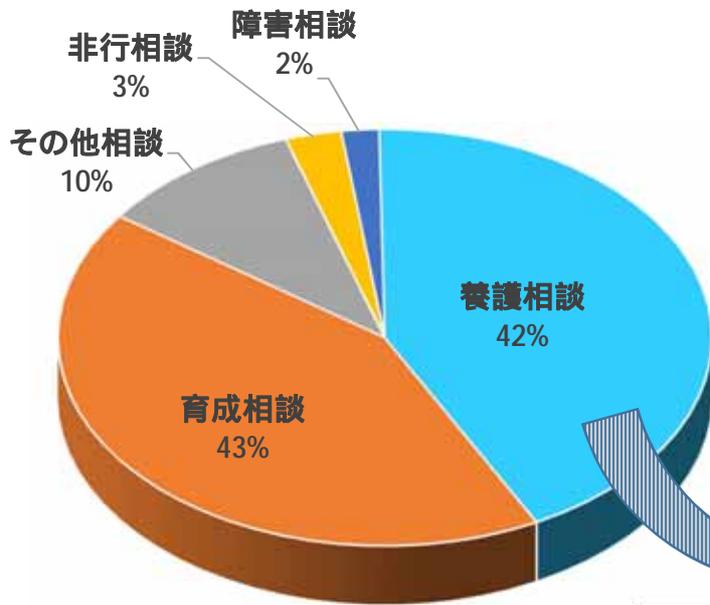
平成26年度 児童家庭相談受付状況

相談経路



相談経路	人数
保育所	27
家族・親戚	16
学校	16
教育委員会等	16
市福祉事務所	12
県その他	4
児童委員	4
児童相談所	4
近隣・知人	3
市その他	3
医療機関	2
県福祉事務所	1
計	108

相談種別



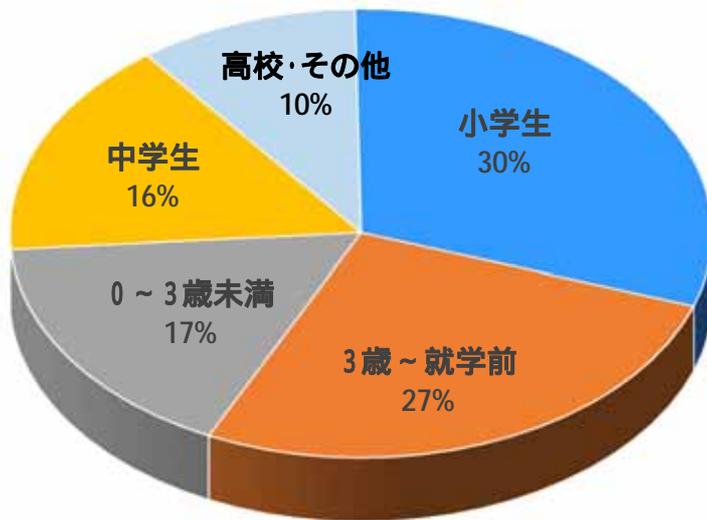
養護相談内訳

虐待相談	17
その他	29



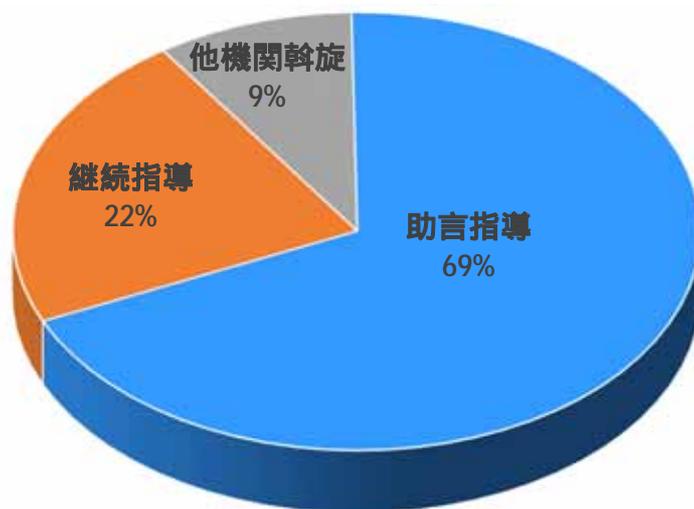
相談種別	人数
養護相談	46
育成相談	46
その他相談	11
非行相談	3
障害相談	2
計	108

年齢内訳



年齢区分	人数
0～3歳未満	18
3歳～就学前	29
小学校	33
中学校	17
高校・その他	11
計	108

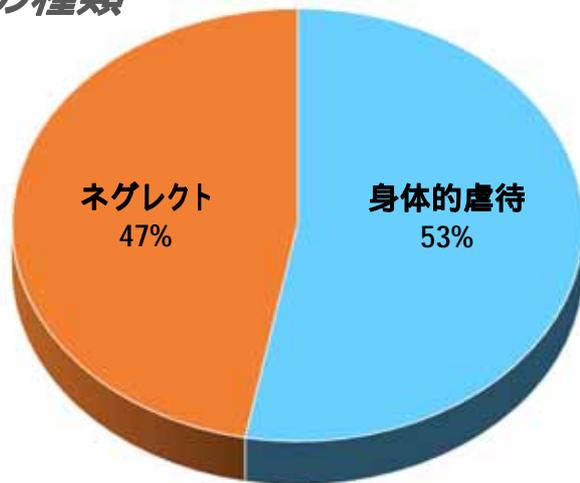
対応状況



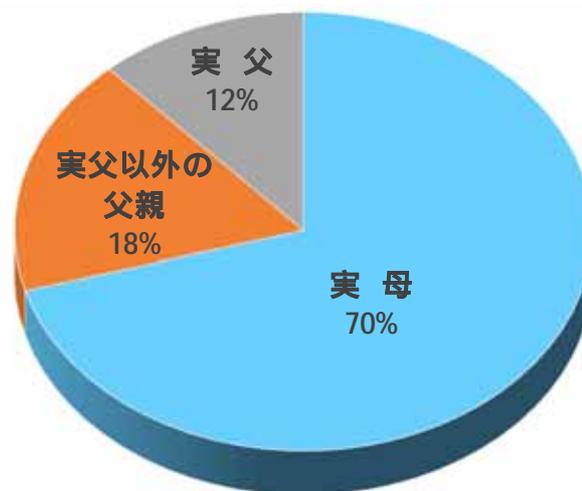
対応状況	人数
助言指導	74
継続指導	24
他機関斡旋	10
計	108

平成26年度 虐待相談受付状況

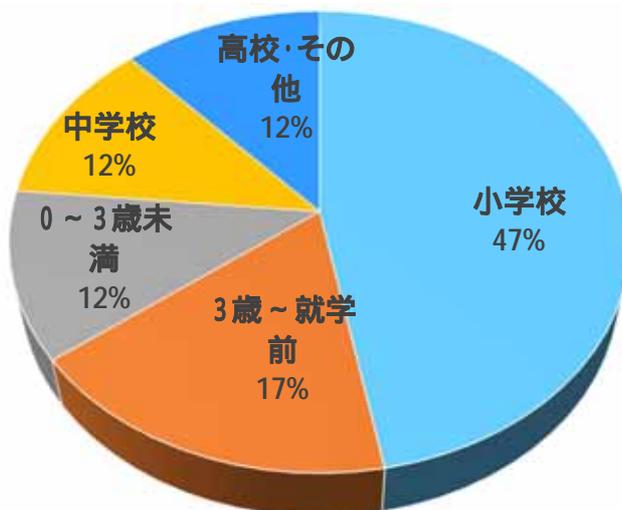
虐待の種類



主な虐待者



被虐待児年齢



6 . 本部町 提出資料

子どもの貧困対策に関することについて

1 現状認識、課題について

具体例について

ケース1

男子中学生の場合

問題の発覚

- ・ 生徒が体調不良で保健室を訪れた。
- ・ 養護教諭が確認したところ 原因が空腹によるものであることがわかった

家庭の状況

- ・ 母、義父、生徒の3人家族で食料に困るほどの極度の貧困状態
- ・ 中学入学時の制服、体育着、ジャージ等も担任が調達
- ・ 賃貸アパートに居住しているがガスも止められている。
- ・ 両親ともに体調不良で仕事できていない

支援

- ・ 家庭訪問等を随時行いながら生活保護の申請を行い1年程度は生活保護を受給したが、現在は生活保護廃止
- ・ 生徒の一番の栄養メニューは学校給食である。

ケース2

女子中学生姉妹

問題の発覚

- ・ 母から福祉保険所への生活支援の相談により認知

家庭の状況

- ・ 母子家庭で母が失業中のため生活が困窮
- ・ 中学生の姉妹は学校へは週の半分程度登校
- ・ 現在は母親が帰宅しなくなったため元夫(父)が世帯に入り生計の主宰者
- ・ 中3の生徒は進学の意味はあり学力的にも問題はないが家庭の状況から進学できるのか微妙な状況である

本町の要保護児童対策協議会等で何らかの支援を要する世帯として扱われる世帯のほとんどが生活困窮の状態である。困窮した生活環境の下では、就学等に支障が出るなど、子どもの健全な成育に大きな影響を与えていると考えている。

協議会等で取り扱うケース以外にも、潜在的な困窮世帯の存在が考えられるが実態の把握が困難である。

2 行政支援

学校からの情報提供や窓口での生活相談等から困窮状態が把握できる場合は該当する既存の扶助メニューのほか、社会福祉協議会の支援等についても調整を行い、必要に応じて申請等を促し、支給漏れの抑止を図っている。就学援助(要保護・準用保護)の運用についても有効活用を図っている。

しかし、行政が民間の力を活用しながら生活支援を行うにしても保護者の同意が必要である。保護者の中には協力的な者もいるが実際には行動を起こさない場合(支給申請等をしない)等がある。また、現在の支給申請が血縁者に限られるためその他の申請方法を考える必要がある。

以上は子どもの生活を最低限維持するための観点からであるが、それとは別の視点もあります。

現在、家庭の所得の格差が子どもの学力の差に影響が出ているという研究報告もある都会と田舎では学習機会の差があり学力の優秀な児童生徒は都会の進学校へ進む傾向にある。何も学力が全てであるといっているわけではありません。所得の格差、都会と田舎の学力格差がある現状の中で生活困窮の子どもたちの将来をどうにか実りあるものにするため制度設計を国、地方公共団体が連携し考えていかなければならないと思います。

本部町の一人親世帯

	母子	父子	その他	計	子どもの数
平成25年	202	34	3	239	371
平成26年	213	35	3	251	391
平成27年	242	40	3	285	450

うち生活困窮自立支援相談

相談実施世帯 18世帯
うち子どものいる世帯 5世帯(子どもの数:13名)

7 . 与那原町 提出資料

沖縄県与那原町における教育に係る 経済的な問題事例及び支援策等について

1. 問題事例

世帯構成

父親、本町立小学校女子及び中学校女子

事例経緯

父親がケガを理由に定職に就かず、家賃 45 万円を滞納。

明け渡しを求められたため、父親が子ども二人を連れて借家を出た。

仕事を求めて渡嘉敷島へ行くが、事前に親族、学校、教育委員会への連絡等が無かったため祖母より捜索願が提出された。

その後、父親と連絡が取れ、失踪ではないことが確認された。

(通常の転居、転校手続きが取られた。)

問題点

保護者の経済的な理由で、近隣に親族が居るにも関わらず、児童生徒が転校することとなった。

2. 与那原町で行っている経済的な支援策について(沖縄県事業含む)

就学援助制度

生活保護基準額の 1.1 倍以下の世帯に対する経済的な支援。

(学用品費、給食費、修学旅行費等)

全児童生徒における割合は 23%となっている。 437 名/1935 名

沖縄県母子家庭生活支援モデル事業(ゆいはーと)*沖縄県事業

母子家庭の生活基盤を築くため、アパートを提供し、自立支援を行っている。対象家庭の児童生徒等を対象に学習塾(年間 6 千円)も行っている。

沖縄県子育て支援モデル事業(ゆい塾)*沖縄県事業

に掲げる就学援助制度の対象世帯の児童生徒を対象とした、学習塾(無料)を行っている。

3. 本町の課題について

就学援助世帯割合が 23%と高く、経済的なゆとりの無さから教育への関心の低さが感じられる。

その結果、進学にも影響を及ぼし、本人が望む進学先では無い、あるいは中学卒業後すぐに就労につながるケースもある。

4．支援策について

就学援助世帯を対象に行う無料塾への国庫補助

貧困の連鎖を断ち切るためには、児童生徒が望む進路へ進むことが出来るだけの学力の習得が重要である。

学校教育の中で学力を習得することは基本的事項であるが、より個別的な指導を要する児童生徒等への対応として、塾の支援も重要である。

しかし、経済的な理由から十分にその環境を整えることが出来ない保護者がいる。

そのため経済的な支援を要する世帯の児童生徒に対し、国庫補助による公設塾（無料又は低価）を開設し、学力向上に向けた支援が必要であると考え